

令和2年8月臨時会

議案説明資料

警察本部

令和2年8月臨時会議案説明資料目次

【予算関係以外】

警察本部

報告番号	件名	課名等	頁
報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和2年7月10日専決）	監察課	1
	(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和2年7月10日専決）	監察課	2
	(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和2年7月10日専決）	監察課	3
	(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和2年8月3日専決）	監察課	4

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和2年7月10日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和2年7月10日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 岩美町 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金79,574円を支払うものとする こと。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和元年12月18日 午後3時37分頃 イ 事故発生場所 鳥取市千代水三丁目地内 ウ 事故の状況 鳥取県鳥取警察署所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、対向車を避けるため後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、停車していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考> ・ 損害賠償額 79,574円 うち、保険支払額49,574円、県費支出額30,000円（うち、保険契約による免責額3万円） ・ 県側車両損害額 0円（修理不要）</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和2年7月10日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和2年7月10日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 東伯郡北栄町土下112番地 鳥取中部ふるさと広域連合 広域連合長 石田 耕太郎</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金165,000円を支払うものとする こと。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和2年1月23日 午後2時5分頃 イ 事故発生場所 倉吉市巖城地内 ウ 事故の状況 鳥取県倉吉警察署所属の職員が、公務のため普通貨物自動車を運転中、運転操作を誤り、和解の相手方が管理する建物のシャッターレール及び蛍光灯カバーに衝突し、同シャッターレール及び同蛍光灯カバーを破損させたものである。</p> <p><参考> ・ 損害賠償額 165,000円 うち、保険支払額135,000円、県費支出額30,000円（うち、保険契約による免責額3万円） ・ 県側車両損害額 0円（修理不要）</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和2年7月10日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和2年7月10日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 鳥取市 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を7割とし、県は、損害賠償金26,750円を支払うものとする こと。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和2年3月17日 午前9時40分頃 イ 事故発生場所 鳥取市河原町高福地内 ウ 事故の状況 鳥取県智頭警察署所属の職員が、公務のため軽特種自動車（パトカー）を運転中、駐車場で後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、後方から進行してきた和解の相手方所有の軽特種自動車（冷蔵冷凍車）に衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考> ・ 損害賠償額 26,750円 うち、県費支出額26,750円（保険契約による免責額3万円以内） ・ 県側車両損害額 110,583円 うち、相手方からの賠償額33,175円、県費支出額77,408円</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和2年8月3日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和2年8月3日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 倉吉市 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金56,164円を支払うものとする こと。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和2年6月15日 午前10時42分頃 イ 事故発生場所 倉吉市上井二丁目地内 ウ 事故の状況 鳥取県倉吉警察署所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場で 切り返す際、左前方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所 有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考> ・ 損害賠償額 56,164円 うち、保険支払額26,164円、県費支出額30,000円（うち、保険契約によ る免責額3万円） ・ 県側車両損害額 0円（修理不要）</p>